

※注意事項

- ・本FAQに掲載している内容の有効期間は全て**当分の間**とします。これらの取扱いを中止する場合は、別途通知致します。
- ・回答に**【堺市民】**とある場合、堺市で支給決定を受けている利用者についての取扱いを記載しています。他の市町村において支給決定を受けている利用者については、それぞれの市町村にご確認ください。
- ・本FAQには主な質問のみ掲載しています。令和2年4月28日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」及び各事業の関係事務連絡も、あわせてご一読ください。

No.	事業種別	質問	回答	関係通知	更新日
1	全般	事業所の利用者や従業者に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者、感染が疑われる事例が生じた場合は、どうすればよいか。	<p>右記通知をご覧ください。</p> <p>入所・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービスに分けて、平時からの取り組みと、感染者等が生じた場合の対応が掲載されています。</p> <p>「利用者の状況に応じた対応について」の表も含め、必ず読んでおいてください。</p> <p>実際に左記のような事例が生じた場合には、保健所等の指導に従っていただくとともに、障害施策推進課にもただちにご一報ください。</p> <p>なお、施設の開所時間を変更する等、利用者のサービス利用に影響があると考えられる際は、利用者家族や計画相談支援事業所等の関係者に対しすみやかに正しい情報を周知し、混乱を避けると共に、利用者への影響を最小限に抑えるよう、利用に係る調整を行ってください。</p>	令和2年4月7日付国事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」	R2.4.21
2	全般	緊急事態宣言が発出されているが、障害福祉サービスの営業を続けてよいのか。	<p>【訪問系、居住・入所系サービス】適切な感染防止対策を講じた上で、必要なサービスを継続的に提供してください。</p> <p>【通所・短期入所】大阪府民に対し外出の自粛が要請されていることを踏まえ、可能な限り在宅での支援に切り替えていただくとともに、支援が必要な利用者に対しては、適切な感染防止対策を講じた上で、必要な支援が提供されるよう御対応ください。</p> <p>【相談系サービス】対面によらない対応が可能であることを踏まえ、相談支援の提供、サービスの利用調整等を行ってください。</p>		R2.4.21
3	全般	事業所の従業者について、在宅勤務とすることは可能か。	<p>事業所の従業者が、利用者に対する電話連絡や支援記録の作成等につき在宅勤務を行うことは、適切な労務管理及び個人情報管理を行った上であれば、可能です。</p>	令和2年4月7日付国事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」	R2.4.21

4	全般	事業所の従業者が、発熱している、子どもが家にいる、感染多発地域からの帰国者である等、新型コロナウイルス感染症の影響で出勤できないため、人員基準や加算の算定上満たすべき人員を配置することができない。報酬を減額しないといけないのか。	以下の条件が守られている場合、減算の必要性はありませんが、在宅勤務等も活用しながら、できるだけ支援体制を確保してください。 ①本来出勤予定であった者を含めた勤務形態一覧表(予定分)を作成し、予定において人員基準や加算の算定要件を満たしていることが分かるようにしてください。 ②規定より少ない人員で支援を行う場合であっても、利用者の処遇に影響が出ないよう、細心の注意を払ってください。 ③従業者に自宅待機を命じる場合は、関係法令を遵守し、従業者の処遇が悪化しないよう留意してください。	令和2年4月28日付国事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」	R2.5.22
5	訪問系サービス	利用者に発熱等の症状がある場合であっても、サービスを断ることはできないのか。	訪問系サービスについては、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、利用者とは話し合った上でどうしても必要なサービスについては、利用時間の短縮を含めた十分な感染防止対策を講じた上で、継続的に提供してください。	令和2年3月19日付国事務連絡 「訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染症への対応について」	R2.4.21
6	訪問系サービス	利用者、家族及びヘルパーへの感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合においても報酬を算定してよいか。	居宅介護・同行援護・行動援護については、サービス提供が20分未満になった場合でも、「30分未満」の報酬を算定して差し支えありません。 重度訪問介護についても、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求は可能であり、またサービス提供が40分未満になった場合でも、「1時間未満」の報酬を算定して差し支えありません。	令和2年4月28日付国事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」問8	R2.5.22
7	生活介護 自立訓練	利用者の居宅等においてできる限りの支援を行った場合、報酬を請求してよいか。また、届出は必要か。	【堺市民】可能です。詳細は右記通知をご覧ください。 なお届出は不要です。事業所において支援記録を保管してください。	令和2年4月13日付堺障援第152号「新型コロナウイルスへの対応に伴う居宅等における支援の取扱いについて(第2報)」	R2.4.21
8	生活介護 自立訓練	グループホームに入居している利用者に対し、できる限りの支援を行った場合、報酬を請求してよいか。	【堺市民】通所の事業所が利用者の居宅等においてできる限りの支援の提供を行った場合、報酬を請求することは可能です。 ただしその場合、共同生活援助事業所から日中支援加算を同時に請求することはできませんので、あらかじめ事業所間で話し合ってください。 厚労省より、どちらか一方から請求した報酬を按分するなどの例が示されています。	令和2年4月28日付国事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」問16	R2.5.22

9	生活介護	感染拡大防止のための措置として、サービスを必要最小限に留める、利用時間をグループ分けするなどした結果、一人あたりの利用時間が短くなった。短時間利用減算を適用しなければならないか。	【堺市民】感染拡大防止のための措置を講じた結果、一人あたりの利用時間が5時間未満となった場合は、短時間利用減算は適用しません。		R2.4.21
10	自立訓練	3月19日付け堺市通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う居宅等における支援の取扱いについて」2(2)に「訪問による自立訓練を行っている場合については従前どおり自立訓練における生活訓練サービス費Ⅱ又は機能訓練サービス費Ⅱで算定してください。」とあるが、この通知に基づき訪問や電話による支援を行った場合は、サービス費Ⅰではなくサービス費Ⅱを算定するのか。	【堺市民】従前は通所による支援を行っていて、サービス費Ⅰを算定していた利用者については、引き続きサービス費Ⅰを算定してください。 ただし、従前より訪問による支援を行っていて、サービス費Ⅱを算定していた利用者については、引き続きサービス費Ⅱを算定してください。		R2.4.21
11	短期入所	利用者の居宅等においてできる限りの支援を行った場合、報酬を請求してよいか。また、届出は必要か。	【堺市民】短期入所事業所の職員が利用者の居宅等を訪問し、入浴、排せつ及び食事の介護など通常の短期入所で提供されるサービスを提供した場合は、報酬の算定が可能です。詳細は右記通知をご覧ください。	令和2年4月20日付堺障援第258号「新型コロナウイルスへの対応に伴う短期入所事業に係る居宅等における支援の取扱いについて」	R2.4.21
12	就労系サービス	新型コロナウイルス感染症の予防対策として、本来在宅での利用の対象者でない利用者を在宅利用とすることは可能か。	【堺市民】可能です。右記の通知をご覧ください。	令和2年3月4日付堺障援第3400号「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」	R2.4.21
13	就労系サービス	在宅利用にあたって、届出が堺市に到着してからでない在宅利用に切り替えられないのか。	【堺市民】届出書に記入いただく届出日から在宅利用に切り替えて差し支えありませんが、記入後はすみやかに提出してください。		R2.4.21
14	就労系サービス	既に在宅利用の届出を行った後に、在宅利用の対象者が増えた場合、あらためて届出が必要か。	【堺市民】新たに在宅利用となった利用者を記入し、あらためて届け出てください。		R2.4.21
15	就労系サービス	グループホームに入居している利用者に対し、在宅利用の取扱いを行いたい。	【堺市民】在宅利用に係る支援を行った場合、報酬を請求することは可能です。 ただしその場合、共同生活援助事業所から日中支援加算を同時に請求することはできませんので、あらかじめ事業所間で話し合ってください。 厚労省より、どちらか一方から請求した報酬を按分するなどの例が示されています。	令和2年4月28日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」問16	R2.5.22

16	就労系サービス	在宅利用に際し、利用者にどのようなことをやってもらえばよいか。	必ずしも事業所で現在実施している作業と同じことを実施しなければならないわけではありません。右記の通知の間4をご覧ください。	令和2年4月13日付国事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第4報)」間4	R2.4.21
17	就労系サービス	在宅時生活支援サービス加算を算定したい。	就労事業所において、委託契約に基づきヘルパーを派遣した場合に算定できる加算です。算定の際は要件をご確認ください。		R2.4.21
18	就労系サービス	就労支援会計の収入が減少しており、これまでどおりの賃金や工賃を支払うことが難しい。どうすればよいか。	工賃変動積立金を充当しても、工賃の支払いが困難である場合は、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で、自立支援給付費を充当することが可能です。 なお、工賃については、自立支援給付費を充当する場合にあっては、例えば工賃規程に定めた額を支払う等、従前に支払っていた水準を超えないようにしてください。	令和2年3月2日付国事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第2報)」	R2.4.21
19	就労系サービス	平常時は施設外就労を行うことで、定員と同数の者を新たに受け入れていたが、施設外就労が休止となったため、この取扱いに当てはまらなくなった。定員超過減算を適用しなければならないのか。	施設外就労を行っていた利用者を在宅利用としたことで定員を超過する場合には、定員超過減算を適用する必要はありません。	令和2年4月13日付国事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第4報)」	R2.4.21
20	就労継続支援A型	感染拡大防止のための措置として、在宅利用を推奨する、労働時間をグループ分けするなどした結果、一人あたりの労働時間が短くなった。来年度の報酬区分で減額しなければならないのか。	【堺市民】利用開始時には予見できない事由により短時間労働となった場合は、90日分について、延べ労働時間及び延べ利用者数から除外しても差し支えありません。		R2.4.21
21	就労継続支援A型	事業所を休業し雇用調整助成金の受給を予定している。在宅での利用を行った場合は報酬を算定できるか。	算定可能です。右記通知の間1をご覧ください。	令和2年4月13日付国事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第4報)」	R2.4.21
22	就労継続支援B型	感染拡大防止のための措置として、在宅利用を推奨する、利用時間をグループ分けするなどした結果、一人あたりの平均工賃月額が減少した。来年度の報酬区分を減額しなければならないのか。	災害等で一定の条件を満たす場合には、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができます。	令和2年3月2日付国事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第2報)」	R2.4.21
23	施設入所支援 共同生活援助	新型コロナウイルス感染症の予防対策として、入所者・入居者への面会制限を検討しているが、問題ないか。	面会については、国通知において、「可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。」とされています。	令和2年4月7日付国事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」	R2.4.21

24	共同生活援助	通所の事業所が在宅支援で報酬を請求している場合でも、共同生活援助から日中支援加算を請求してよいか。	通所の事業所が在宅支援を行うことで報酬を請求している場合、共同生活援助の日中支援加算を請求することはできませんので、あらかじめ事業所間で話し合ってください。 厚労省より、どちらか一方から請求した報酬を按分するなどの例が示されています。	令和2年4月28日付国事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」問16	R2.5.22
25	計画相談	新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、初回アセスメントやモニタリングについて、居宅以外の場所での実施や、対面によらない電話連絡等での実施は可能か。	【堺市民】可能です。計画相談におけるモニタリングの取り扱いについては、右記通知をご覧ください。	令和2年2月25日付国事務連絡 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の実施等について」	R2.5.22
26	計画相談	対面によらずに計画案を作成した場合、計画書の利用者の押印、サインについてはどのように取り扱えばよいか。	【堺市民】電話等により利用者に同意を得た上で、署名欄に『(同意日)本人同意』と記載しても差し支えないこととします。その場合、ケース記録にも本人に同意を得た旨を記載してください。また、後日、署名又は記名押印のあるものを区役所に提出してください。	令和2年4月20日付堺障推第372号「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援・障害児相談支援の臨時的対応について」	R2.4.21
27	計画相談	電話等での直接の意思疎通が困難な利用者に対するモニタリングは、対面による必要があるか。	【堺市民】家族や支援者を介し、本人の状況を把握できた場合は、モニタリングを実施したとみなして差し支えありません。	令和2年4月20日付堺障推第372号「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援・障害児相談支援の臨時的対応について」	R2.4.21
28	計画相談	通所サービスの利用を控えるためにサービスの利用調整を行ったなど、モニタリング実施月より前にモニタリングを実施した場合、報酬を算定できるか。また月の取扱件数が40件以上になると報酬が減額になるが、今回も同様か。	【堺市民】新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、臨時的にモニタリングを行った場合は、報酬を算定して差し支えありません。 また、その場合は月の取扱件数に含めないものとします。 なお、臨時的にモニタリングを行った場合は、「計画相談支援・障害児相談支援モニタリング月変更届出書」を区役所に提出してください。	令和2年4月28日付国事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」問21	R2.5.22
29	計画相談	サービス担当者会議について、各サービスの担当者と対面して実施する必要はあるか。	オンラインでの会議の他、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行っても差し支えありません。		R2.4.21
30	通所系サービス	送迎加算や人員配置体制加算Ⅰ・Ⅱについては、利用者数の実績が算定要件になっているが、利用者の利用自粛によって実績が足りなくなり、要件を満たさなくなった。加算の算定を取りやめる必要はあるか。	新型コロナウイルス感染症の影響による利用自粛等で、送迎加算や人員配置体制加算Ⅰ・Ⅱの実績の要件を満たさなくなった場合は、本来算定出来ていた区分で算定して差し支えありません。	令和2年4月28日付国事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」問7	R2.5.22

31	共同生活援助	グループホーム及び障害者支援施設の利用者が、感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合において、職員が自宅への訪問や電話等によりできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象とすることが可能か。	【堺市民】可能です。	令和2年5月8日付堺障援第490号「新型コロナウイルスへの対応に伴う共同生活援助、施設入所支援の取扱いについて」	R2.5.22
32	通所系サービス 共同生活援助 施設入所支援	居宅で特例的に支援を行う場合、各種加算についてはどのように取り扱えばよいか。	<p>人員配置や事業所の実績等の体制を評価する加算については、引き続き算定可能です。</p> <p>都度の行為を評価する加算(食事提供体制加算、医療連携体制加算Ⅰ～Ⅳ、夜間支援体制加算Ⅰ又はⅡ等)については、評価できる支援の事実がある場合のみ算定可能です。</p> <p>具体的な取扱いについては右記通知をご参照の上、ご不明点があれば電子メールでお問い合わせください。</p> <p>※要件を満たさない場合、加算の算定が認められない場合があります。</p>	令和2年5月8日付堺障援第490号「新型コロナウイルスへの対応に伴う共同生活援助、施設入所支援の取扱いについて」	R2.5.22